

じられる事がある。(IVA)

医療機関の開設者は、都道府県知事からの開設の許可の取り消し、閉鎖を命じられる事がある。
(IVA)

4 業務委託⁶

施設管理者は微生物学的検査、医療機器等の滅菌又は消毒、医療施設の清掃等の業務を委託することが出来る。(IVC)

医療機関の管理者は、医療法施行令に定める業務を委託する場合は、その業務を適正に行う能力のある者として、医療法施行規則に定める基準を満たす者に委託する。(IVA)

委託する業務に関する最終的責任は医療機関にある。(IVA)

5 診療報酬(平成 18 年度診療報酬改定)⁷

以下の算定要件全てを満たさない場合、入院基本料の算定は認められない。(IVA)

院内感染防止対策を実施している。

「院内感染防止対策委員会(院内感染対策委員会)」が設置され、月 1 回程度、定期的開催されている。

「感染情報レポート」が医療機関により週 1 回程度作成され、活用される体制が取られている。

「感染情報レポート」は、入院中の患者からの各種細菌の検出状況や薬剤感受性成績のパターン等が医療機関の疫学情報として把握、活用されることを目的として作成される。

「感染情報レポート」は、各病棟からの拭き取り等による各種細菌の検出状況を記すものでない。

職員等に手指衛生管理の励行を徹底させるとともに、各病室に水道又は擦式手指消毒薬が設置されている。

医療安全対策加算の施設基準に係る届出には、専任の院内感染管理者が配置されている。(IVA)

6 労働安全衛生法関連(ここでは、事業者を医療機関の管理者と同義として考える)(IVA)

事業者は、病原体等による健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。⁸

事業者は、労働者を就業させる建設物その他の作業場について、清潔等に必要な措置及び労働者の健康、風紀及び生命の保持のため必要な措置を講じなければならない。⁹

事業者は、労働者を雇い入れ、又は労働者の作業内容を変更したときは、業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関する内容等の安全又は衛生のため必要な事項について、教育を行わなければならない。¹⁰

事業者は、ウイルス等のおそれのある伝染性の疾病にかかった者については、その就業を禁止しなければならない。¹¹

事業者は、病原体により汚染された排気、排液又は廃棄物については、消毒、殺菌等適切な処